

『危険物国際輸送講習会』レポート

日時 2026年2月2日 15:00～17:00 (Web 開催)
 講師 NX 日本通運 堀内様、福島様、伊藤様

講義Ⅰ 航空危険物輸送 規則編・実践編
 講義Ⅱ 海運危険物輸送 規則編・実践編

<はじめに>

2026年2月2日(月)、SEAJ 貿易専門委員会は「危険物国際輸送講習会」を Web (Zoom) にて開催致しました。

貿易専門委員会参加企業の日本通運株式会社 フォワーディングビジネスユニット 国際航空貨物統括部 品質マネジメントセンターより伊藤様、堀内様、国際海運統括部より福島様を講師にお招きし、前半は「航空危険物輸送」、後半は委員会初めてとなる「海運危険物輸送」の講義を頂きました。

SEAJ 会員企業から危険物輸送としては最多の147名のご参加を頂きました。この点からも、半導体関連各社における危険物輸送の注目度の高さがうかがえます。

講習会では、規則の異なる航空と海上の輸送モードに分け、危険物の特徴、注意点、事例を絡めた不適事例より、荷送人として遵守すべき点を学習させて頂きました。

<航空危険物輸送>

航空輸送は他の輸送モードと比べても、「有事に避難できない」観点で人命に影響するリスクが大きいという点は印象的だった。

航空危険物とは



(環境的観点) 危険物航空輸送の特徴

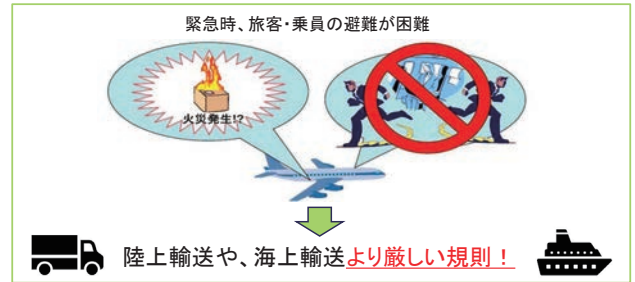
◆温度変化		(駐機場周辺) 炎天下のランプサイドは50°Cに達することもある。 飛行中の、航空機貨物室は約4°C～27°C。
◆気圧変化		飛行中は0.8気圧程度。(機内と圧したうえで) 不適切な梱包だと、ドラム缶の蓋が開くこともある。
◆振動		飛行中の乱気流など、予期せぬ振動を受ける可能性。
◆湿度変化		飛行中の貨物室の湿度は約20%程度。 乾燥しており火災が発生すると燃えやすい環境。

Copyright 2026 Nippon Express Co., Ltd. All rights reserved.

航空危険物とは



(避難の観点) 危険物航空輸送の特徴



出典：危険物教員講習資料（J A F A 用）令和4年 国土交通省航空局 安全運航安全課 http://www.jafa.or.jp/_assets/attach/11030400-2101113161915.pdf
 Copyright 2026 Nippon Express Co., Ltd. All rights reserved.

- ・荷送人の立場としての参加者が多いが、一般理念として、荷送人による危険物の正しい申告が必要である点をお伝えいただいた。
- ・危険物の申告不備による事故事例から、法令やコンプライアンス違反のみならず、人命にも関わる大事故につながる恐れがある。
- ・航空輸送の特徴として、温度変化、気圧変化、振動、湿度変化のような環境的観点がある。
陸上や海上輸送と比べても、避難が困難である点からも航空輸送の厳しさを周知されている。
- ・危険物規則書の見方など、規則書に触れるうえで押さえるべきポイントを解説。
- ・隠れた危険物として、リチウム電池の内蔵されたスマートフォンや入浴剤、火薬が含まれるパーティー用クラッカーのような一般製品など、生活に身近なものも多く、航空輸送に直接 / 間接的に関わる立場として細部までアンテナを張って危険物判定をする必要がある。
- ・荷送人の責任として、運送人（フォワーダー）や運航者（航空会社）ではなく、荷送人の担う責任は大きく、当局からの制裁金、法令違反としての社名公表、信用喪失による商取引停止にもつながる。
- ・危険物判定に使用する書類として安全データシート SDS があるが、SDS で押さえるべきポイント「2. 危険物有害性の要約」「14. 輸送上の注意」について解説。
- ・容器 / 梱包規定の見方、包装物のマーキング / ラベリングの注意点、危険物申告書の作成についても要点を中心に解説。

- ・2026年の規則書の変更点において、事前アンケートでも多くの要望があったように注目度が高いのが、「リチウムイオン電池の機器同梱における充電率30%以下が『推奨』から『必須条件』となった点。また、落下試験や積み重ね試験についても補足説明いただいた。
- ・航空危険物の不適取り扱い事例として、不要なラベルの貼付けや、必要なラベルの未貼付け、不適合容器の使用、危険物の無申告搭載などがあり、ヒヤリハットをされた荷送人もいるのではないかと懸念。

＜海上危険物輸送＞

航空輸送と重複する遵守ポイントや注意点はありますが、危険物輸送において「航空輸送＝海上輸送」と考えてはいけません。海上輸送に沿った規則を遵守する必要がある点についても意識を高める講習会となりました。

- ・危険物の定義、航空と海上で共通した部分もあるが、海上モードではIMDG CODEを確認する必要がある。海上においては、危規則、消防法の規則・法律があるが、それぞれを確認する必要がある。
- ・容器等級は、貨物の危険性によって3つの等級に分かれる、容器の種類や材質が定められる。
- ・海上輸送に必要な書類として、SDS、危険物容器検査証を船社へ提出する必要がある。また、その他にも各所へ提出する書類があり、海上輸送前の準備が求められる。
- ・危険物輸送の事故事例として、SDS記載不備、危険物搭載による発火事故などが発生しており、2025年6月にも自動車運搬船の火災事故が発生している。
- ・危険物輸出の流れとして、事前の受託可否判定、搬入先が危険品蔵置に対応している倉庫かなど、適切な手順を踏む必要がある。

危険物の定義

危険物輸送に関する法規制体系図



＜最後に＞

荷送人としては自分事として、最新の規則を常に遵守していく責任が求められることは意識していく必要があります。また、国際輸送において、各輸送モードに沿った準備、規則遵守が必要になることも改めて考える講習会となりました。

危険物輸送講習会の講師をしていただいたNX日本通運の皆様へ感謝申し上げます。

(貿易専門委員会 株式会社ニコン 板垣 亮平)

危険物の定義

危険物輸送に関する取り決め

UN Recommendations on the Transport of Dangerous Goods

「危険物輸送に関する勧告」通称オレンジブック

国際連合が作成した危険物輸送の国際的な基準書・ガイドライン

POINT

危険物輸送の際にどのように扱うべきかルール化している (一例)

- ✓「品名・国連番号(UN番号)」
- ✓「クラス」
- ✓「輸送用容器(包装・梱包方法)」
- ✓「マーキング、ラベリング」

※オレンジブック自体は「すべての輸送モード(航空・海上・陸上)」の共通ルールとして作られているが、輸送モード別の詳細ルールについての記載はなく、海上輸送であればIMDGコードを確認する必要がある



出典: UN Model Regulations Rev. 24 (2025) | UNECE Recommendations on the Transport of Dangerous Goods, Model Regulations (Rev.24)